

仙台市西部地区観光地域おこし協力隊設置要綱

平成31年2月18日文化観光局長決裁

(設置)

第1条 仙台市西部地区（主に東北自動車道より西側の地域）における観光資源の発掘・創出や観光地域づくりを実施すること等を通じて、交流人口の拡大や地域ブランド力の向上、観光地域づくりの担い手育成を図るため、総務省の地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号）に基づき、仙台市西部地区観光地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(活動)

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号に掲げる地域協力活動を行う。

- 一 西部地区の観光資源の発掘及び創出に係る活動
- 二 観光地域づくり及び情報発信に係る活動
- 三 その他地域活性化、交流人口拡大に資するために必要な活動

(委嘱)

第3条 隊員は、特別交付税措置の対象となる、三大都市圏をはじめとする仙台市以外の都市地域等から生活の拠点を活動地域である仙台市西部地区へ移し、住民票の移動を行うことができる者の中から市長が委嘱する。

(身分等)

第4条 隊員は、市が指定する活動支援事業者（以下「活動支援事業者」という。）との雇用契約のもとで第2条に掲げる地域協力活動に取り組むものとし、市との雇用契約は存在しないものとする。

(任期)

第5条 隊員の任期は1年とするが、委嘱初年度は、委嘱の日からその年度の3月31日までとする。その後1年ごとに期間を延長し、最長3年まで延長することができる。なお、第6条に定める理由により隊員が解嘱となった場合、活動支援事業者は隊員の補充をすることができるが、隊員の任期は前任の隊員の任期を引き継ぐものとする。また、活動支援事業者は、隊員の任期に合わせて最長3年まで延長できる。

(解嘱)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委嘱を取り消すことができる。

- 一 本人から隊員を辞退したい旨の申出があり、やむを得ないと認める場合
- 二 傷病、事故等により、地域協力活動の継続ができなくなった場合
- 三 隊員としてふさわしくないと判断した場合

(報告)

第7条 活動支援事業者は、隊員による各月の地域協力活動実施状況を、活動報告書(様式1)により当該月の翌月5日までに市長に報告するものとする。ただし、3月においては当該月の31日付けで提出するものとする。

(報償等)

第8条 隊員の報償費の額、及び支給方法は以下のとおりとする。

- 一 報償費は月額233,333円(所得税等を含む)とする。
- 二 報償の支払いは、活動支援事業者から、報告のあった月の末日までに行うものとする。ただし、3月の活動に対する報償は報告のあった翌月の末日までに行うものとする。

(秘密の保持)

第9条 隊員は、地域協力活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱期間が終了した後も、同様とする。

(市の役割)

第10条 市は、協力隊事業が円滑に実施できるよう、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- 一 隊員の委嘱
- 二 活動支援事業者の選定、調整及び住民への周知
- 三 隊員の住居や地域協力活動に係る経費に対する支援
- 四 活動地域での隊員の生活に関する支援
- 五 その他協力隊の円滑な活動に必要な支援

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は文化観光局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年2月18日から施行する。

附則（令和 2 年 3 月 13 日改正）

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附則（令和 3 年 1 月 22 日改正）

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附則（令和 4 年 3 月 28 日改正）

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。